



山形県公報

平成26年8月15日(金)
第2571号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 歳入の徴収の事務の委託……………(健康長寿推進課) ……893
- 土地改良事業の計画変更の認可……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同

公 告

- 一般競争入札の公告……………(管財課) ……894
- 山形県市町村職員共済組合の決算の公告……………(市町村課) ……895
- 指定管理者の募集……………(観光交流課) ……897
- 同……………(経済交流課) ……898
- 同……………(林業振興課) ……899
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(最上総合支庁建設総務課) ……900
- 指定管理者の募集……………(建築住宅課) ……同
- 県営住宅入居者の一般公募……………(置賜総合支庁建築課) ……904

告 示

山形県告示第743号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を委託した。

平成26年8月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 委託した徴収事務
介護福祉士修学資金に係る償還金の徴収事務
- 2 受託者の名称及び所在地
(1) 名 称 社会福祉法人山形県社会福祉協議会
(2) 所在地 山形市小白川町二丁目3番31号
- 3 委託期間 平成26年4月14日から平成27年3月31日まで

山形県告示第744号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、土地改良事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成26年8月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良事業計画を変更した者の名称
今野川土地改良区(土地改良事業計画(維持管理))
- 2 認可年月日
平成26年8月5日

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、県有地の売買について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成26年 8 月 15 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時並びに入札に付する物件及び予定価格

場 所	日 時	入 札 に 付 す る 物 件	予 定 価 格
米沢市金池七丁目 1 番50号 置賜総合支庁本庁舎 4階401会議室	平成26年 9 月 11 日（木） 午前11時00分	東置賜郡高島町大字竹森字前田506番 宅地（実測）246.66平方メートル （公簿）246.65平方メートル	2,660,000円

2 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後3年を経過しない者でないこと。
- (3) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納している者でないこと。
- (4) 自己又は自社の役員等（法人の役員又は役員以外の者で支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が次のいずれにも該当しないこと。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - ロ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用している者
 - ハ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - ニ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。

3 契約条項を示す場所

総務部管財課

4 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札見積価格の100分の5以上の額
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上の額

5 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

6 その他

- (1) 説明会の場所及び日時

入 札 に 付 す る 物 件	場 所	日 時
東置賜郡高島町大字竹森字前田506番 宅地（実測）246.66平方メートル （公簿）246.65平方メートル	米沢市金池七丁目 1 番50号 置賜総合支庁本庁舎 4階401会議室	平成26年 8 月 21 日（木） 午前11時00分

- (2) 郵便による入札は、認めない。
- (3) 入札、入札条件及び契約に関する詳細については、総務部管財課（電話023(630)2066）に問い合わせること。

山形県市町村職員共済組合定款第5条の規定に基づき、平成25年度決算の要旨を公告する。

平成26年8月15日

山形県市町村職員共済組合

理 事 長 市 川 昭 男

1 組合に属する地方公共団体等について

市	町	村	一 部 事務組合等	合 計
13	19	3	19	54

2 組合員数及び給料月額について

組合員の種別	一 般	市町村長	特定消防	市町村長 長期組合員	長期組合員	船員一般	任意継続
組 合 員 数 (人)	14,278	35	1,395	0	0	5	373
給料月額 (千円)	長期	4,533,899	20,869	398,887	0	0	1,392
	短期	4,547,835	24,444	398,887	0	0	1,392
1人当たり 給料月額 (円)	長期	317,544	596,257	285,941	0	0	278,480
	短期	318,521	698,423	285,941	0	0	278,480

3 組合職員の数について

(単位：人)

経 理 単 位	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資	合 計
人 員	17	4	13	3	1	1	39

4 各経理単位の収支状況について

(単位：千円)

区 分	短 期	長 期	預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資
(収 入)									
負 担 金	4,597,519	14,129,434		163,345	302,600				
掛 金	4,726,314	7,757,998			178,174				
施設収入・商品売上						312,500			
連 合 会 交 付 金	440,906			58,834	788			804	
利 息 及 び 配 当 金 等	1,647		161,509	373	776	87	248,653	20	11
そ の 他 収 入	921			52	41	675		169,831	44,469
他経理からの繰入金				18,109		195,788			

前年度繰越支払準備金	690,684								
計	10,457,991	21,887,432	161,509	240,713	482,379	509,050	248,653	170,655	44,480
(支出)									
給付金	4,457,685								
役員給与				101,301	25,420	129,775	16,481	5,914	7,653
旅費・事務費				12,684	2,046	4,679	1,621	1,529	1,726
商品仕入・飲食材料費等						97,936			
委託費				908	1,854	3,466			3,207
支払利息			161,509				140,041	140,330	6,141
連合会払込金	125,590							7,748	
負担金払込金		14,129,434							
掛金払込金		7,757,998							
事務費負担金払込金				72,649					
連合会拠出金	333,225								
老人保健拠出金	55								
退職者給付拠出金	435,634								
前期高齢者納付金	1,576,089								
後期高齢者支援金	1,743,713								
病床転換支援金									
介護納付金	680,871								
他経理への繰入金	18,109				160,788				35,000
その他支出	10,393			44,646	365,424	416,413	9,031	4,327	5,898
次年度繰越支払準備金	688,401								
計	10,069,765	21,887,432	161,509	232,188	555,532	652,269	167,174	159,848	59,625
当期利益金	388,226	0	0	8,525	△ 73,153	△ 143,219	81,479	10,807	△ 15,145

5 各経理単位の資産及び負債・資本の状況について

(単位：千円)

区 分	短 期	長 期	預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資
(資 産)									
流 動 資 産	1,484,516	1,254,705	427,378	378,267	633,416	368,612	3,483,345	138,986	573,081
固 定 資 産			6,723,406	4,240	2,239	1,018,527	16,257,670	5,968,611	445
計	1,484,516	1,254,705	7,150,784	382,507	635,655	1,387,139	19,741,015	6,107,597	573,526
(負債・資本)									
流 動 負 債	30,825	1,254,705		3,138	35,543	25,711	18,675,644	132	2,181
固 定 負 債	688,402		7,150,784	80,899	23,761	75,902	6,500	5,481,759	451,498
剰 余 金	765,289			298,470	576,351	1,285,526	1,058,871	625,706	119,847
計	1,484,516	1,254,705	7,150,784	382,507	635,655	1,387,139	19,741,015	6,107,597	573,526

山形県国民宿舎竜山荘の指定管理者を次のとおり募集する。

平成26年8月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 山形県国民宿舎竜山荘
- (2) 所在地 山形市蔵王温泉字川前938番の4

2 指定の期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- (1) 県内に主たる事業所（本店）を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- (7) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
- (8) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。
- (9) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。ただし、合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。
- (10) 次のとおり開催する公募説明会・現地説明会のいずれかに出席していること。

イ 第1回公募説明会・現地説明会

- (イ) 開催日時 平成26年8月28日（木）午後1時から
- (ロ) 開催場所 山形県国民宿舎竜山荘（山形市蔵王温泉字川前938番の4）

ロ 第2回公募説明会・現地説明会

- (イ) 開催日時 平成26年8月29日（金）午後1時から
- (ロ) 開催場所 山形県国民宿舎竜山荘（山形市蔵王温泉字川前938番の4）

(11) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(10)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- イ 共同企業体の適当な名称を選定し、及び代表となる法人等を選定すること。
- ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 平成26年8月18日（月）から同年9月26日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）
- (2) 配布場所 山形県商工労働観光部観光経済交流局観光交流課観光企画・観光地域づくり担当
郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話023(630)3246
なお、山形県のホームページからも入手することができる。

5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 平成26年9月19日（金）から同月26日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成26年9月26日（金）までの消印のあるものに限り、受け付ける。

6 その他

この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県国際交流センターの指定管理者を次のとおり募集する。

平成26年8月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 山形県国際交流センター
- (2) 所在地 山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル2階

2 指定の期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

なお、サービスの向上又は効率的な運営を図る上で必要な場合、法人等は、グループを構成し、共同して応募することができる。この場合、グループを構成する全ての法人等が次に掲げる要件を全て満たす必要があること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (2) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 県税、法人税、消費税等の滞納がないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (5) 山形県内に主たる事務所（本店）を有するものであること。
- (6) 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- (7) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
- (8) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。

4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 平成26年8月18日（月）から同年9月26日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時30分から午後5時30分まで（正午から午後1時までの間は除く。）
- (2) 配布場所 山形県商工労働観光部観光経済交流局経済交流課国際室（山形県パスポートセンター）
郵便番号990-8580 山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル2階 電話023(647)2566
なお、山形県のホームページからも入手することができる。

5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 平成26年9月19日（金）から同月26日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時30分から午後5時30分まで（正午から午後1時までの間は除く。）
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成26年9月26日（金）までの消印があるものに限り、受け付ける。

6 その他

この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県源流の森の指定管理者を次のとおり募集する。

平成26年8月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 山形県源流の森
- (2) 所在地 西置賜郡飯豊町大字須郷、同町大字上原、同町大字数馬及び同町大字小坂地内

2 指定の期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

県内に主たる事業所を有する法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 法人税、法人県民税、法人事業税、自動車税、消費税、地方消費税その他の租税の滞納がないこと。
- (5) 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- (6) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
- (7) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。

4 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 平成26年8月15日（金）から同年9月25日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成26年9月25日（木）午後5時までに(2)に掲げる担当に到達すること。
- (2) 受付方法 下記に持参又は郵送すること。
山形県農林水産部林業振興課林政企画担当
郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2518

5 募集要項等

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県源流の森条例（平成9年7月県条例第54号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。
- (2) 募集要項の配布期間は、平成26年8月15日（金）から同年9月25日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時までとし、配布場所は、4の(2)に掲げる場所とする。なお、募集要項の郵送

を希望する場合は、4の(2)に掲げる担当に問い合わせること。また、山形県のホームページの農林水産部内
林業振興課のページからも入手することができる。

(3) その他この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成26年8月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
路面清掃車 1台
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県最上総合支庁建設部建設総務課総務係 新庄市金沢字大道上2034番地 電話番号0233(29)1374
- 3 落札者を決定した日 平成26年7月17日
- 4 落札者の名称及び所在地
いこい重車輛株式会社 山形市青田南23番25号
- 5 落札金額 33,100,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成26年6月6日

山形県営住宅及び山形県すまい情報センターの指定管理者を次のとおり募集する。

平成26年8月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 募集する施設の名称及び所在地
別表のとおり
- 2 指定の期間
平成27年4月1日から平成30年3月31日まで
- 3 申請者に必要な資格
県内に主たる事業所（本店）を有する法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
 - (2) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
 - (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。ただし、合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。
 - (4) 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
 - (5) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
 - (6) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。
 - (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
 - (8) 国税及び地方税を滞納していないこと。
 - (9) 法人等の代表者等に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
 - (10) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(9)までの要件を満たすほか、次

に掲げる要件を全て満たすものであること。

イ 共同企業体の適当な名称を選定し、及び代表者となる法人等を選定すること。

ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

4 申請書の受付期間及び受付方法

(1) 受付期間 平成26年9月16日（火）から同月26日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、同日までに到着したものに限り、受け付ける。

(2) 受付方法 下記に持参又は郵送すること。

山形県県土整備部建築住宅課安心居住推進担当

郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2638

5 募集要項等

(1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県県営住宅条例（昭和37年3月県条例第23号）、山形県すまい情報センター条例（平成12年10月県条例第76号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。

(2) 募集要項の配布期間は、平成26年8月18日（月）から同年9月26日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時までとし、配布場所は、4の(2)に掲げる場所とする。なお、山形県のホームページからも入手することができる。

(3) この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

別表

名 称		所 在 地
山形県県営住宅	県営鈴川第2アパート	山形市鈴川町三丁目17番及び18番地内
	同 五十鈴アパート	同 大野目二丁目2番地内
	同 飯塚アパート	同 飯塚町1212番地内
	同 南山形アパート	同 南松原一丁目9番地内
	同 馬見ヶ崎アパート	同 円心寺町21番地内
	同 桧町アパート	同 桧町四丁目12番地内
	同 宮町アパート	同 宮町二丁目8番地内
	同 深町アパート	同 深町一丁目7番地内
	同 きたまちアパート	同 桧町三丁目2番地内
	同 あたごアパート	同 小白川町五丁目27番地内
	同 東山住宅	同 大字十文字6106番地内
	同 十日町アパート	同 十日町一丁目7番地内
	同 飯塚住宅	同 飯塚町1353番地内

同 太田町アパート	米沢市太田町五丁目1番地内
同 春日アパート	同 春日五丁目2番地内
同 中田第1アパート	同 中田町658番地内
同 中田第2アパート	同 901番地内
同 玉の木アパート	同 通町八丁目2番地内
同 成島アパート	同 成島町三丁目2番地内
同 米沢中央アパート	同 中央七丁目5番地内
同 相生アパート	同 相生町7番地内
同 城北アパート	同 城北二丁目3番地内
同 美原アパート	鶴岡市美原町18番及び19番地内
同 東部アパート	同 朝暘町6番地内
同 茅原アパート	同 茅原字草見鶴16番地内
同 城南アパート	同 城南町9番地内
同 末広アパート	同 末広町23番地内
同 大西町住宅	同 大西町21番地内
同 川南アパート	酒田市若宮町二丁目1番地内
同 こがねアパート	同 こがね町一丁目21番地内
同 東泉アパート	同 東泉町四丁目15番地内
同 鳥海アパート	同 富士見町三丁目2番地内
同 新橋アパート	同 新橋五丁目5番地内
同 北新町アパート	同 北新町一丁目1番地内
同 三吉町アパート	新庄市金沢1601番及び1612番地内
同 金沢住宅	同 上金沢町2番地内
同 若葉東アパート	同 金沢1281番、1494番及び1496番地内

同 南寒河江アパート	寒河江市大字高屋字西浦100番地内
同 塩水アパート	同 寒河江字塩水46番地内
同 土屋倉アパート	上山市美咲町二丁目3番地内
同 金生アパート	同 金生一丁目13番地内
同 鷺ヶ袋アパート	同 旭町二丁目7番地内
同 長清水アパート	同 長清水一丁目10番地内
同 楯岡アパート	村山市楯岡笛田四丁目6番地内
同 楯岡中町アパート	同 楯岡中町5番地内
同 小出アパート	長井市台町3番地内
同 成田アパート	同 成田3102番地内
同 屋城町アパート	同 屋城町4番地内
同 日光アパート	天童市北久野本四丁目14番地内
同 長岡アパート	同 中里一丁目2番地内
同 交り江アパート	同 交り江五丁目10番地内
同 天童駅西アパート	同 駅西二丁目2番地内
同 天童駅南アパート	同 田鶴町四丁目18番地内
同 天童南部アパート	同 南町三丁目18番地内
同 東根中央アパート	東根市中央四丁目3番地内
同 尾花沢アパート	尾花沢市新町一丁目9番地内
同 関口アパート	南陽市宮内352番地内
同 桜木アパート	同 三間通1229番地内
同 芦沢アパート	東村山郡山辺町大字山辺字芦沢2084番地内
同 近江アパート	同 近江1番地内
同 中原アパート	同 中山町大字長崎881番地内

同 長崎アパート	同 8035番地内
同 谷地アパート	西村山郡河北町谷地荒町東一丁目4番地内
同 左沢アパート	同 大江町大字藤田字藤田原264番地内
同 大石田アパート	北村山郡大石田町大字大石田甲623番地内
同 あげぼのアパート	同 丁277番地内
同 糠野目アパート	東置賜郡高畠町大字福沢525番地内
同 糠野目第2アパート	同 福沢南21番地内
同 大町アパート	同 大字高畠字町裏695番地内
同 館之北アパート	同 川西町大字中小松3017番地内
同 小国アパート	西置賜郡小国町大字兵庫館三丁目3番地内
同 白鷹アパート	同 白鷹町大字荒砥乙1482番地内
同 宝前町住宅	同 十王5502番地内
同 あらとアパート	同 荒砥乙725番地内
同 飯豊アパート	同 飯豊町大字萩生3893番地内
同 狩川アパート	東田川郡庄内町狩川字山居22番地内
同 余目アパート	同 余目字大塚93番地内
同 遊佐アパート	飽海郡遊佐町遊佐字田子10番地内
山形県すまい情報センター	山形市城南町一丁目1番地内 霞城セントラル22階

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成26年8月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名 称	所 在 地	規 格		公 募 戸 数	区 分	家 賃						金 敷	摘 要
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者	収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者		
県営小出アパ ート2号	長井市台町3- 2	3DK	58.0	1	一般用	14,600	16,900	19,300	21,800	24,900	28,700	3月分 の家賃 に相当 する額	
同 成田アパ ート	同 成田3102 -3	同	58.4	1	同	14,900	17,200	19,600	22,100	25,300	29,200		
同 小国アパ ート1号	西置賜郡小国町 大字兵庫館三丁 目3-9	同	58.0	1	同	13,300	15,300	17,500	19,800	22,600	26,100		
同 2号	同 3-8	同	59.4	2	同	14,200	16,400	18,800	21,200	24,200	28,000		
同 あらとアパ ート1号	同 白鷹町 大字荒砥乙725 -1	同	74.4	1	同	24,000	27,700	31,700	35,700	40,800	47,100		
同 飯豊アパ ート	同 飯豊町 大字萩生3893- 3	同	59.4	2	同	14,900	17,200	19,700	22,200	25,300	29,300		

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかなる者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他、国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成26年8月25日から同月29日まで（受付時間：午前10時から午後5時まで）（ただし、郵送の場合は、平成26年8月29日までの消印のあるものに限り有効とする。）
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

米沢市金池七丁目1番50号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 置賜事務所

5 入居の時期 平成26年10月中旬